○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年八月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奈良県奈良市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

○国土交通省告示第九百五十四号

弟子屈飛行場の供用の廃止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

一　設置者の氏名及び住所　弟子屈町　北海道川上郡弟子屈町中央二丁目三番一号

二　空港の名称及び位置　弟子屈飛行場　北海道川上郡弟子屈町

三　供用廃止の予定期日　平成二十一年九月二十四日

○国土交通省告示第九百五十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

第一項の表大津ＮＤＢの項を削る。

第四項の表秋田ＩＬＳの項中

グライドスロープ	329.304 329.296	2 0.2
ミドルマーカー	75	1

を

グライドスロープ	329.304 329.296	2 0.2

に改め、「昭和56年６月26日」の次に「（平成21年９月24日から平成21年12月16日まで供用休止）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十一年九月二十四日から施行する。ただし、第一項の表大津ＮＤＢの項の改正規定は、同年十月二十二日から施行する。

○国土交通省告示第九百五十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十三項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

第二項の表成田国際空港の項⑵中「Ｎ35°48′27″Ｅ140°17′53″」を「Ｎ35°48′26″Ｅ140°17′49″」に、「Ｎ35°50′52″Ｅ140°23′42″」を「Ｎ35°50′54″Ｅ140°23′41″」に改める。

附　則

この告示は、平成二十一年十月二十二日から施行する。

○国土交通省告示第九百五十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十四条の二第一項の規定に基づき、航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示（昭和三十八年運輸省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

別表第二成田特別管制区の項中「Ｎ35°50′52″Ｅ140°23′42″」を「Ｎ35°50′54″Ｅ140°23′41″」に、「Ｎ35°50′42″Ｅ140°24′46″」を「Ｎ35°50′44″Ｅ140°24′46″」に、「Ｎ35°53′11″Ｅ140°16′17″」を「Ｎ35°53′19″Ｅ140°16′11″」に、「Ｎ35°55′13″Ｅ140°20′32″」を「Ｎ35°55′21″Ｅ140°20′26″」に、「Ｎ35°43′50″Ｅ140°28′47″」を「Ｎ35°43′52″Ｅ140°28′45″」に、「Ｎ35°40′53″Ｅ140°23′14″」を「Ｎ35°40′55″Ｅ140°23′15″」に改める。

附　則

この告示は、平成二十一年十月二十二日から施行する。

○国土交通省告示第九百五十八号

成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　成田国際空港航空灯火

三　航空灯火の位置及び所在地　成田国際空港内及びその周辺　千葉県成田市及び山武郡芝山町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第九十四号及び平成十五年国土交通省告示第四百三十七号を参照。）

イ　四(1)　飛行場に係る灯火の表風向灯の項を次のとおり変更した。

風向灯	白熱電灯、不動光	
		飛行場灯台の南西約千四百七十メートルの位置、北西約三千七百七十メートルの位置、北北西約六千百三十メートルの位置及び北北西約三千九百四十メートルの位置

ロ　四(3)　滑走路B′に係る灯火の表進入灯（標準式）の項を次のとおり変更した。

進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ
	キセノン放電灯、航空白の閃光（せん）、毎秒二閃光	実効光度一万九千カンデラ
		滑走路B′の末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間
		滑走路B′の末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間

ハ　四(3)　滑走路B′に係る灯火の表滑走路灯の項を次のとおり変更した。

滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ
		滑走路B′の両外側に各灯火の間隔約三十メートル

ニ　四(3)　滑走路B′に係る灯火の表接地帯灯の項を次のとおり変更した。

接地帯灯	白熱電灯、航空可変白の不動光	六千カンデラ
		滑走路B′の16側末端から九百メートルまでの滑走路上及び滑走路B′の34側末端から八百七十五メートルまでの滑走路上

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十一年十月二十二日